

花巻市生活再建住宅支援事業の概要

事業は、平成23年3月11日からの適用となります【遡及適用】

東日本大震災により被災した住宅（住宅を滅失、やむを得ず解体及び居住不能となったもの）の早期復興を支援するため、被災者が花巻市内に住宅の新築又は購入を行い居住する場合に補助を行います。

り災証明(り災の程度が、全壊、大規模半壊及び半壊以上)等の交付を受けた方が対象です。

災害復興住宅新築等補助

り災証明が必要

※令和3年2月26日迄に市へ完了報告が必要です。

区分	補助の交付対象	補助金額		受付期間
		床面積	金額	
バリアフリー 対応工事	手すりの設置、段差解消など高齢者らの移動に関わる措置に加え、介助が可能な通路、出入り口の幅や広さが一定の基準を満たす住宅【評価方法基準等級3の基準を満たす住宅】	75㎡未満	40万円	
		75㎡以上120㎡未満	60万円	
		120㎡以上	90万円	
県産材 使用工事	10立方メートル以上の県産材を使用している住宅	県産材使用量	金額	
		10㎡以上20㎡未満	20万円	
		20㎡以上30㎡未満	30万円	
		30㎡以上	40万円	
				令和3年 1月29日 まで

東日本大震災により被災した花巻市内の住宅及び宅地の早期復興を支援するため、次に掲げる利子の補給及び工事費の補助を行います。

- ① 災害復興住宅融資利子補給 … 新築や増改築等の住宅ローンに対する利子補給
- ② 被災住宅の補修補助
- ③ 被災住宅の改修補助 …… 耐震改修、バリアフリー改修、県産材使用改修
- ④ 被災宅地復旧補助

お申し込みできる方は、自ら居住する住宅に被災を受けてり災証明等の交付を受けた方又は被災宅地の所有者等(いずれも同居する家族を含む)で、下記に該当する方です。

① 災害復興住宅融資利子補給

り災証明等被害が確認できる書類が必要。

※いずれも令和2年12月迄に初回の償還日を迎えるものに限りです。

区分	利子補給の対象となる内容	補給する割合	受付期間
新築 補助対象 融資限度額 1,460万円	住宅が被災(全壊、大規模半壊、半壊)し、被災者が住宅の新築、購入することを目的に、民間金融機関等から融資を受けた場合の利子	当初5年間の利子 (2%以内)	令和2年 11月30日 まで
補修 補助対象 融資限度額 640万円	住宅が被災(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)し、被災者が住宅の増・改築又は改修することを目的に、住宅金融支援機構又は民間金融機関等から融資を受けた場合の利子	当初5年間の利子 (1%以内)	令和2年 11月30日 まで
既住住宅 債務	被災(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)した住宅の債務が有り、新たに新築又は補修のために住宅金融支援機構又は民間金融機関等から融資を受けた場合にのみ、その被災住宅に係る債務の利子	5年間の利子 を一括補助	令和2年 11月30日 まで

※融資額が補助対象融資限度額を下回る場合は、融資額を上限とします。

② 住宅の補修補助

り災証明等被害が確認できる書類が必要

※令和3年2月26日迄に市へ完了報告が必要です。

区分	補助の対象となる工事	補助する割合	受付期限
住宅補修	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊及び半壊の被災住宅の補修工事	10万円以上の工事 補助率1/2 補助限度額30万円	令和3年 1月29日ま

③ 住宅の改修補助

り災証明等被害が確認できる書類が必要

※令和3年2月26日迄に市へ完了報告が必要です。

区分	補助の対象となる工事	補助する割合	受付期限
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事	補助率1/2 補助限度額60万円	令和3年 1月29日 まで
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、高齢者トイレの設置等の改修工事	補助率1/2 補助限度額60万円	
県産材使用改修	県産材を0.5㎡以上使用する住宅改修工事	補助率1/2 補助限度額20万円	

※「② 住宅の補修補助」と「③ 住宅の改修補助(耐震改修・バリアフリー改修・県産材活用改修)」を組み合わせで行えます。

④ 被災宅地復旧補助

※令和3年2月26日迄に市へ完了報告が必要です。

区分	補助の対象となる工事	補助する割合	受付期間
被災宅地復旧	のり面の保護工事 排水施設(宅内側溝等)設置工事 地盤補強、整地工事 擁壁設置、補強工事 地盤調査及び設計調査費 その他安全性の回復に必要な復旧工事	20万円以上の工事 補助率1/2 補助限度額200万円	令和3年1 月29日まで

花巻市被災者住宅再建支援事業の概要

事業は、平成23年3月11日からの適用となります【遡及適用】

東日本大震災により岩手県内で住宅に多大な被害を受けた被災者の生活の速やかな復興を支援するため、市内に住宅の新築又は購入をする被災者に対し補助を行います。

被災者住宅再建支援補助

補助の交付条件	補助金額		受付期間
被災者生活再建基本法に基づき、国の被災者生活再建支援金の基礎支援金及び加算支援金(建設・購入に限る)を支給を受けていること	世帯区分	金額	令和3年 1月29日まで
	複数世帯	100万円	
	単数世帯	75万円	

事業に関するお問い合わせや、申請の窓口は花巻市建設部建築住宅課となります。

電話 0198-41-3567 FAX 0198-22-6846

※ 受付 平日 8時30分から17時15分まで